

# 建設工事に対する騒音・振動の規制について

## 川西市市民環境部環境衛生課

### 建設工事を施工する前に

建設工事は、近年、ますます大規模化・長期化し、これらの大型工事の消化と建設工事の合理化のため、工事施工の機械化や機械の大型化が急速に促進されました。このため、建設工事に伴う騒音・振動公害が増加し、市民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。これら公害を規制するため、騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例が制定、施行されています。

#### 騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例による規制

これらの法律や条例による規制は、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者に届出を義務づけるとともに、当該特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規制に関する基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合に改善勧告や改善命令などの措置がとれるようになっています。

#### 1. 指定地域と届出の必要な場所

特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動を規制する地域として、川西市において指定された地域は、概ね次のとおりです。(図面は環境衛生課で縦覧できます。)これらの指定地域内で特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合は、特定建設作業実施届出書を提出してください。

- |                    |                                      |
|--------------------|--------------------------------------|
| (1) 騒音規制法          | 市の全域                                 |
| (2) 振動規制法          | 市の全域                                 |
| (3) 環境の保全と創造に関する条例 | 騒音規制法に基づく指定地域のうち、住宅その他居住室から500m以内の区域 |

#### 着工前の注意事項

発注者及び施工業者は、次の事項に十分留意のうえ工事に着手してください。

- 工事計画の策定にあたっては、現場周辺の状況等を調査のうえ、極力低騒音・低振動工法及び機械を採用すること。
- 工事現場の周辺住民に対し、あらかじめ工事の概要、作業時間、防音・防振対策等について説明しておくこと。
- 下請業者を使用して工事を施工する場合には、その作業内容を十分把握し、防音・防振対策等について指導しておくこと。
- 機械の搬入、土砂石の運搬等のため大型車を運行する場合には、通行経路、通行時間を十分検討しておくこと。
- 騒音・振動の発生状況を常時監視し、また周辺住民からの苦情に迅速かつ的確に対応できるような現場責任者を選任しておくこと。

## 2. 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業であってこれら法律や条例に定めるものを特定建設作業といい、規制の対象としています。(ただし、当該作業が1日で終了するものは除かれます。)

### (1) 騒音に係る特定建設作業

騒規法(騒音規制法) 県条例(環境の保全と創造に関する条例)

特定建設作業の種類		騒規法	県条例	備 考
1	くい打機を使用する作業	○	○	騒規法：もんけん、圧入式くい打機、くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。 県条例：くい打機をアースオーガーと併用する作業に限る。
	くい抜機を使用する作業			
	くい打機くい抜機を使用する作業			
2	びょう打機を使用する作業	○	△	
3	さく岩機を使用する作業	○	△	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)	○	△	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	○	△	コンクリートプラント：モルタル製造用以外のものであつて、混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。 アスファルトプラント：混練容量が200kg以上のものに限る。
	アスファルトプラントを設けて行う作業			
6	掘削機械を使用する作業	※	○	
7	建物の解体作業または破壊作業	—	○	解体作業：コンクリート造、鉄骨造またはレンガ造の建物に限る。 破壊作業：動力、火薬または鉄球を使用して行うものに限る。

注 ※ 原動機の定格出力が、バックホウ＝80kw以上、トラクターシャベル＝70kw以上、ブルドーザー＝40kw以上のものに限る。ただし、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、国土交通大臣が指定する指定機械（低騒音型）については、法の規制対象から除外されます。

### (2) 振動に係る特定建設作業

振規法(振動規制法) 県条例(環境の保全と創造に関する条例)

特定建設作業の種類		振規法	県条例	備 考
1	くい打機を使用する作業	○	△	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打機くい抜機を除く。
	くい抜機を使用する作業			
	くい打機くい抜機を使用する作業			
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	△	
3	舗装破碎機を使用する作業	○	△	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る。
4	ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業	○	△	同 上

※ ○印：届出必要 △印：届出不要

### 3. 規制に関する基準

		騒音の基準	振動の基準	適用除外
騒音又は振動の大きさ	基準値	85デシベル	75デシベル	
	測定位置	敷地境界		
作業時間	1の区域	午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと		イロハニ
	2の区域	午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと		
1日当たりの作業時間	1の区域	10時間を超えないこと		イロ
	2の区域	14時間を超えないこと		
作業期間		連続して6日を超えないこと		イロ
作業日		日曜日その他の休日でないこと		イロハニホ

区域の内容及び適用除外については下記参照

適用除外		
イ	災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合	
ロ	人の生命・身体の危険防止のため必要な場合	
ハ	鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合	
ニ	道路法による占用許可(協議)または道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合	
ホ	変電所の変更工事で必要な場合	
区域の区分	騒音規制法に基づく区域	都市計画法の区域のめやす
1の区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
	第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
	第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲概ね80 <sub>メートル</sub> の区域	工業地域
2の区域	第4種区域のうち1の区域以外の区域	

### 4. 勧告及び命令

特定建設作業に伴って発生する騒音または振動が、規制に関する基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、期限を定めて騒音または振動の防止の方法を改善し、または特定建設作業の作業時間を変更すべきことを改善勧告、又は改善命令をすることがあります。

### 5. 報告及び検査

#### (1) 報告の徴収

特定建設作業の実施の状況や騒音・振動の防止の方法について報告を求めることがあります。

#### (2) 立入検査

建設工事の場所に立入り、特定建設作業に使用される機械、騒音・振動を防止するための施設または関係帳簿書類を検査することがあります。なお、立入検査をする職員は必ず身分証明書を携帯しています。

### 6. 罰則

届出を怠ったり虚偽の届出をした場合、改善命令に従わない場合や報告・検査を拒む等これら法律や条令の規定に違反した者に対しては、罰則の適用があります。

# 届出要領

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、次の要領で騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく届出をしてください。

各法令等の届出対象は、2頁の「特定建設作業」または5頁の「届出一覧表」で確認してください。

## 1. 届出義務者

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者

## 2. 届出期限

特定建設作業の開始の7日前まで

(例)	9(月)	10(火)	11(水)	12(木)	13(金)	14(土)	15(日)	16(月)	17(火)
※届出日	7日							※作業開始日	

※ 届出日は、届出日が休日の時はその前日とする。

※ 作業開始日は、作業開始日が休日の時はその翌日とする。ただし、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、届出を行い得る状態になり次第速やかに届けること。

## 3. 届出書の提出部数

特定建設作業の種類ごとに正本とその写し1通

ただし、作業の種類が複数にわたる場合は、作業の種類ごとに届出書(正本とその写し1通)を提出し、添付書類は作業の種類ごとに添付せずに共用してもよい。

## 4. 届出書類 (※届出書の綴り方は例-1を参照のこと)

- (1) 特定建設作業実施届出書(記載例は例-2の通り)
- (2) 工事工程表(建設工事の工程の概要と特定建設作業の工程の概要を明示したもの)
- (3) 工事現場及び付近見取図
- (4) 騒音・振動の防止等の方法(別紙-1に掲げるもの)
- (5) その他参考資料(使用する機械のカタログの写しなど)

## 5. 注意事項

- (1) 届出者の欄は下表の通り記入、押印のこと

①	個人の場合	本人の住所、本人の氏名
②	法人の場合	本店の所在地、法人の名称、代表者氏名
③	本店が遠隔地にある場合	本店の所在地、法人の名称、代表者氏名 代理人 事務所の所在地、事務所長氏名 ※ 事務所:建設工事を統括管理する事務所
④	共同企業体の場合	共同企業体の名称 代表会社の所在地、代表会社の名称、代表者氏名 ※ 代表会社の本店が遠隔地にある場合は、③の例に従う。

- (2) 日曜日又は休日及び夜間に作業を行う場合は、理由書、道路占用許可書の写し、又は道路使用許可書の写し等を添付すること。

## 6. 問い合わせ先・届出先

川西市市民環境部環境衛生課 (電話:072-740-1202(直))

届出一覧表

特定建設作業一覧表(○:届出必要、-:届出不要)

特定建設作業の種類		騒音 規制 法	振動 規制 法	環境の保 全と創造 に関する 条例	備 考	
1	くい打ち機を使用する作業					
	1. もんけん	-	-	-	人力による木杭、木矢板のくい打	
	2. 圧入式	○	-	-		
	3. アースオーガー併用	-	○	○		
	4. その他	○	○	-	ディーゼルハンマー、エアハンマー、スチームハンマー、ドロップハンマー、バイブロハンマー等	
	くい抜機を使用する作業					
1. 油圧式	○	-	-			
2. その他	○	○	-	パイルエクストラクター		
	くい抜くい打機を使用する作業					
	1. 圧入式	-	-	-	くい打機、くい抜機を使用する作業に準ずる。	
2. その他	○	○	-			
2	びょう打機を使用する作業					
	1. リベットハンマー	○	-	-		
2. その他	-	-	-	インパクトレンチによる高張力、ボルト締め等		
3	さく岩機を使用する作業					
	1. ブレーカー	○	-	-		
	ア. 手持ち式 イ. その他	○	○	-	アイオン等	
2. その他	○	-	-	レッグドリル、ビッグハンマードリフト、ストーバ等		
4	空気圧縮機を使用する作業					
	1. 電動式	-	-	-	さく岩機の動力として作用する作業を除く	
	2. その他					
ア. 15kW未満	-	-	-			
イ. 15kW以上	○	-	-			
5	コンクリートプラントを設けて行う作業					
	1. モルタル製造用	-	-	-	工事現場またはその付近に当該工事に関連して一時的に設置されるものに限る。	
	2. その他					
	ア. 混練容量0.45m <sup>3</sup> 未満 イ. 混練容量0.45m <sup>3</sup> 以上	○	-	-		
	アスファルトプラントを設けて行う作業					
	1. 混練容量200kg未満	-	-	-	不特定多数の工事のために設置されるプラントは、工場として別の届出が必要となる。	
2. 混練容量200kg以上	○	-	-			
6	掘削機械を使用する作業	※	-	○	クラムシェル、ショベル等	
7	建物の解体作業					
	1. 鋼球					
	ア. コンクリート造、鉄骨造、レンガ造	-	○	○	アスベストを含む建築物、延床面積が1,000m <sup>2</sup> 以上の建築物等を解体するなどの工事を実施する場合、環境の保全と創造に関する条例に基づく特定工作物解体等工事実施届出が必要。	
	イ. その他	-	○	-		
	2. その他					
	ア. コンクリート造、鉄骨造、レンガ造	-	-	○		
イ. その他	-	-	-			
7	工作物の破壊作業					
1. 鋼球	-	○	○			
2. 動力、火薬	-	-	○			
3. その他	-	-	-			
	舗装版破砕機を使用する作業	-	○	-	移動作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50m以下の場合に限る。ドロップハンマー車	

注 ※ 原動機の定格出力が、バックホウ=80kw以上、トラクターショベル=70kw以上、ブルドーザー=40kw以上のものに限り、ただし、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定する指定機械(低騒音型)については、法の規制対象から除外されます。

(別紙-1)

◎騒音・振動の防止等記入例

(下記の事項の実施するものについて記入)

**1. 騒音**

- (1) 作業前には、注油等機械の点検整備を行います。
  - (2) 機械には、防音対策を講じたものを使用します。
  - (3) 機械には、消音器、防音カバー等を取り付けます。
  - (4) 作業場所の周辺を、防音板等で囲います。
  - (5) 作業中は、不要にエンジンをふかさないようにします。
  - (6) 機械の設置場所を住居等から離します。
- ※ その他有効な防音対策があれば、記入すること。

**2. 振動**

- (1) 機械には、低振動型のものを使用します。
  - (2) 距離減衰によって振動を防止します。
  - (3) 防振壁(地中壁等)を設置して振動を防止します。
  - (4) 作業中は、不要な振動を発生させないようにします。
- ※ その他有効な防振対策があれば、記入すること。

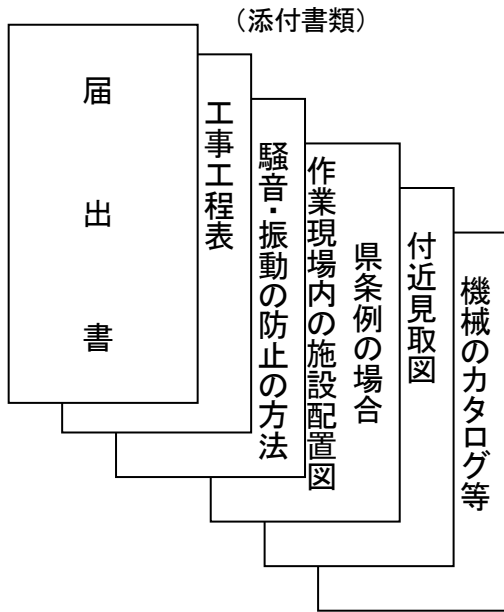
**3. その他の記入例**

- (1) 特定建設作業は、日曜日、または国民の休日及び夜間には実施しません。
- (2) 建設工事着工前には、周辺住民等に工事概要を説明した後に着工します。
- (3) 苦情発生時及び被害発生時には、速やかに解決にあたります。
- (4) 周辺の住居等に被害を及ぼす恐れがあるときは、事前に家屋調査等を行います。
- (5) 届出に係る事項に変更が生じたときは、速やかに変更事項の差替えを行います。
- (6) 解体を行う場合は、養生シート等で囲い粉じんの飛散防止に努めます。
- (7) 造成工事を行う場合は、土砂の飛散が周辺住民に著しく影響しないように努めます。

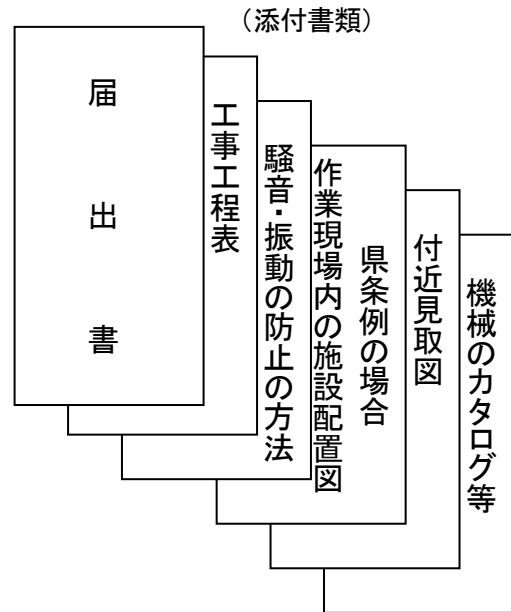
(例—1)届出書のとじ方

(1) 特定建設作業の種類が、1種類の場合

(正本)

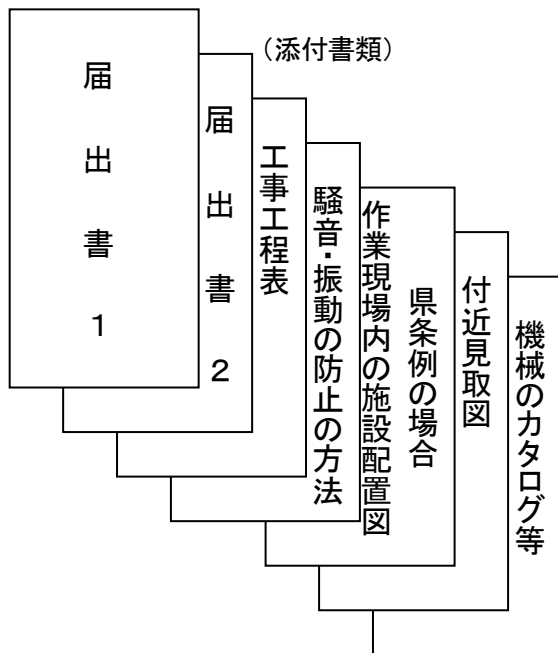


(写し)

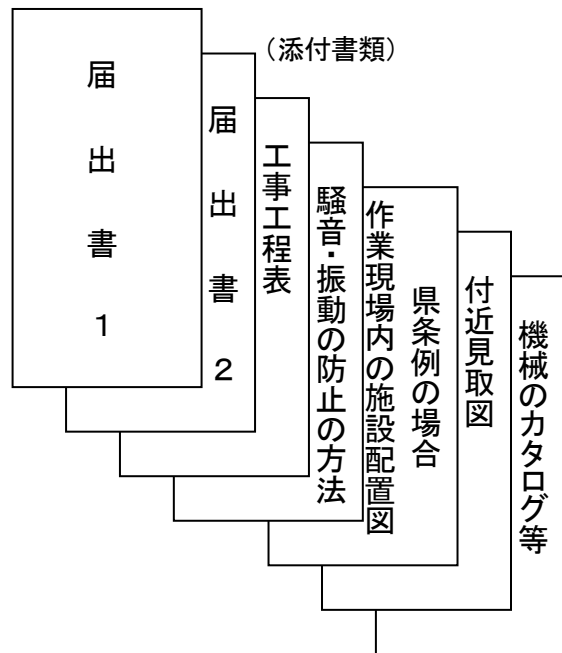


(2) 特定建設作業の種類が、2種類以上の場合

(正本)



(写し)



(例—2)

法 様式第9(第10条関係)

県 様式第15(第16条関係)

### 特定建設作業実施届出書

0000年 00月 00日

川 西 市 長 様

届出者 住 所(法人にあっては所在地)  
 (〒666-0000) 川西市南花屋敷0丁目00-00  
 氏 名(法人にあってはその名称及び代表者)  
 ○○建設株式会社  
 取締役社長 ○○ ○○  
 担当者氏名 ○○ ○○  
 (電 話)0000-0000-0000

特定建設作業を実施するので、

騒音規制法第14条第1項(第2項)

振動規制法第14条第1項(第2項)

環境の保全と創造に関する条例第59条第1項(第2項)

の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	川西市○○小学校新築工事			
建設工事の目的に係る施設 又は工作物の種類	鉄筋コンクリート造 4階建 延面積 2,000㎡			
特定建設作業の種類	6. 掘削機械を使用する作業			
特定建設作業に使用される機械の名称、 型式及び仕様	日立油圧シャベル 1. バケット容量 0.5㎡ 3. 重量 9.5トン UH03D型 2. エンジン出力 63ps 4. 掘削半径 7メートル			
特定建設作業の場所	川西市○○1丁目××番地			
特定建設作業の実施の期間	自年月日	0000年 00月 00日		00日間
	至年月日	0000年 00月 00日		
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自00時	至00時	日曜日、又は国民の休日を 除く	
騒音振動の防止の方法	別紙を添付する			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者	川西市中央町12番1号 川西市長 越田 謙治郎		電話番号072-740-1111	
届出者の現場責任者の氏名 及び連絡場所	○○ ○○		電話番号072-740-1202	
下請人が特定建設作業を実施する場合は 当該下請人の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名	川西市火打0丁目○○番○○号 ○○建設株式会社 取締役社長 ○○ ○○ 電話番号072-740-1151			
下請人が特定建設作業を実施する場合は 当該下請人の現場責任者の 氏名及び連絡場所	○○ ○○ 電話番号072-757-3690			

注) 1. この届出書は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、または環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第9及び第10に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。

2. 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、または環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第9及び第10に掲げる作業の種類を記載のこと。

3. 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合、作業をしない日を明示すること。

4. 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄に記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じ日ごとにまとめてさしつかえない。

5. 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

6. 氏名(法人にあってはその代表者)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することが出来る。